

今月の特集

「フリーランスの方に業務を委託する事業者の皆様」・「フリーランスとして業務を行う皆様」

『フリーランス・事業者間取引適正化等法』が11月から施行されます

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化
- ②フリーランスの方の就業環境の整備

(厚生労働省 HP)



を図ることを目的に制定されました。

1. 法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」(事業者間取引)

発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの
フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの

※一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合もありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

2. 法律の内容

発注事業者 (フリーランスに業務委託をする事業者)	該当する 義務項目	フリーランス
◆従業員を使用していない ※フリーランスに業務委託するフリーランスも含む	①	●業務委託の相手方である事業者 (従業員を使用していない) 
◆従業員を使用している	① ② ④ ⑥	
◆従業員を使用している ◆一定の期間以上を行う業務委託である ※「一定の期間」は、③は1か月、⑤⑦は6か月契約の更新により「一定の期間」以上継続して行うこととなる業務委託も含まれます。	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	

義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合) 検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合) 報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ①受領拒否 ②報酬の減額 ③返品 ④買いたたき ⑤購入・利用強制 ⑥不当な経済上の利益の提供要請 ⑦不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申し出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申し出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申し出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

新潟から
世界へ、未来へ



NAMICS
ナミックス株式会社
www.namics.co.jp

BSN



走り出せ、夢たち。

不動産鑑定・コンサルティング

- ◆売買・交換・担保・質貸・M&A・相続・事業承継対策、
- ◆任意整理・債権譲渡・訴訟・現物出資・時価減損会計。

不動産鑑定士 伊藤 正弘

株式会社 北辰鑑定リサーチ

新潟市中央区学校町通2番町598番地32
Tel 025-222-2134
Fax 025-222-2133 E-mail:hokushin@hokushiri.info